

# かべ新聞

第 86 号

2015年  
2月11日

JR東海労働組合  
新幹線地方本部  
東京車両所分会

## 不当なボーナスカットは許さない！

### 労働審判Ⅲを終了し、闘いは『本人訴訟』裁判へ！

2月10日、労働審判Ⅲの第二回審判が行われました。

前回の審判で審判官より「内容が膨大過ぎて労働審判にはそぐわない」との見解が示されていましたが、今回も「労働審判では手続きに  
限界があり調べつくす事ができない」と見解が示されました。  
よって24条1項の適用で終了となりました。



## 裁判での闘いに共に決起しよう！

今後は、成田委員長が原告となり本人訴訟となります。

この間、会社は分会の掲示板に貼りだしている情報等の掲示物を一方的に撤去してきました。私たちは、「ボーナスカット攻撃を許さない！」と共に「専任V反対!」、不当な「掲示物の撤去をも許さない！」闘いを推し進めて行きます。

全組合員の支援・協力をお願いします！

**全組合員で闘いを構築しよう！！**